

平成 31 年 4 月 26 日

お客さま各位

豊田信用金庫

## キャッシュカードによる振込制限の年齢条件引下げについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、還付金詐欺防止対策として平成 28 年 12 月 1 日より 70 歳以上、かつ 当金庫および他金融機関の A T M でキャッシュカードを使用した振込を 3 年以上されていないお客様に対して振込の利用制限を実施させていただいておりますが、還付金詐欺被害が急増しており、緊急対応策として下記のとおり振込制限の年齢を引下げさせていただきます。

急な対応となりますが、お客さまの大切な預金をお守りするための対策であり、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 1. 利用制限内容について

下記のお客さまは A T M でキャッシュカードを使用したお振込ができなくなります。

**65 歳以上、かつ**

当金庫および他金融機関の A T M でキャッシュカードを使用したお振込を 3 年以上されていないお客さま。

### 2. 利用制限実施日

令和元年 5 月 20 日 ( 月 ) より

3. 上記のお客さまがキャッシュカードによる A T M 振込を希望される場合、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。